

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)  
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1  
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道  
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

35 96/12/15

¥100

将軍と提督たちの反核声明

## 「核兵器のない世界」以外に道はない

志方俊之(元陸自北部方面総監)、左近允尚敏(元統幕会議事務局長)両氏も参加

12月4日、米国、ロシアを含む17カ国の将校たち58人が、核兵器廃絶を訴える声明を發した。多くの国の軍人が連携して核兵器廃絶の声明を發したのは初めてである。戦争を指揮してきたリアリストたちが、核兵器の廃絶こそが安全保障であると主張することの意味は重い。声明署名者がどれほどの真剣さをもって声明に参加したのか、今後に期待したい。

12月6日づけの英国紙『ガーディアン』の論説は、「核爆弾を禁止することは、核戦争が何を意味するのかを一番よく知っている者たちのあいだで、正統派の目標となった」と書いた。さらに「以前には、核兵器に公然と反対したりすれば、平和族(ピースニク)だとか共産党シンパ(コムシンパ)だとかレッテルをはられ、秘密調査員の標的にされた者たちが、いまや彼らの異説がきわめて広く受け入れられるものとなったために、笑顔で迎えられるかもしれない」とも。核兵器に対する世論が確実に変わりつつあることを『ガーディアン』は認めた。

それだけではない。同紙の状況認識は、おそらく、この将軍と提督たちの声明を報じた日本のいかなる報道機関よりも先を行くものであった。論説は英国政府に次のように警告した。

「最近のワシントンの変化は、クリントン大統領が核兵器の否定を公然たる目標として掲げることを助けるかもしれない。英国政府もとり残されないようにすることが、節操を保つのみならず分別あること

であろう。」

声明の全文は2ページに、署名者のリストは3ページと6ページに掲載した。

### 日本政府は核の守旧派

しかし一方で、声明が認めているように「あいも変わらぬやり方」で、核問題に対処しようとする頑強な守旧派が支配

的である。

日本政府は、形の上では核兵器の廃絶を早くから政策として掲げている。しかし、米国の核戦略に無批判に追随する状況に何の変化も見られない。その意味でまさに「あいも変わらぬやり方」をくり返している守旧派の典型と言ってよいであろう。国連総会に提出されたマレーシア

## 米未臨界実験、1月末にも実施か

12月9日、米エネルギー省は、未臨界地下核実験実施の際のネバダ実験場使用の可能性などを盛り込んだ、最終環境影響評価書の最終決定記録を發表した。

それによると、来年1月末までに、同省が委託した「ジェーソン」(一種のシンクタンク)による実験の未臨界性を立証するための調査が終わる。一方、地上部分を含む施設での実験に関わる費用や技術的問題についての報告を、同省が1月半ばまでに準備する。それらの結果に基づき、実験の未臨界性や包括的核実験禁

止条約(CTBT)との整合性を立証する診断方法について、同省が専門家会議を開催する。具体的な実験の時期は明らかにされていないが、もっとも早ければ来年1月にも実施される可能性がある。

未臨界核実験については、6月に実施の計画があったが、環境評価が終わっていないなどの理由で延期されていた。今回エネルギー省は、ゴー・サインを出す可能性を強く示唆している。しかし、CTBTとの関係において、強い反対が続いている。これを許すと、他国が同じことを行ったときに、CTBTのもとでいかなる検証が可能であるかについて、深刻な懸念を残すことになる。④

1月1日号は休刊。1月15日に合併号を出します。

決議案に、昔ながらの態度で棄権投票することに、そのような守旧の姿勢が現れている。

声明をリードしたバトラー元米戦略軍司令官やカーバー元英国防幕僚長はキャンベラ委員会のメンバーであった。彼らは一貫した情熱をもって「核兵器のない世界」への流れを強める努力をしているように見える。幸い今回の声明には日本からも志方俊之元陸自北部方面総監、左近允尚敏元統幕会議事務局長が署名している。また、キャンベラ委員会には今井隆吉元国連軍縮大使が参加していた。日本政府の守旧の立場を変えさせる世論を強めるために、これら諸氏の今後の活動に期待したい。(梅林宏道)

### マレーシア 決議案採択

## 日本はやはり棄権

本誌で紹介してきたマレーシア決議案が12月10日、国連総会で採択された。採択結果は賛成115、反対22、棄権32。1月14日の第1委員会での投票に比べ賛成が21増加。また共同提案国も45カ国以上に増加した。これは、世界中の平和団体の働きかけの成果である。日本政府は、多くの市民団体の要請にもかかわらず、第1委員会での投票同様、棄権投票を行った。

決議文は、国際司法裁判所の「国際コミュニティは核軍縮の交渉義務を負っている」という勧告的意見を支持し、1997年度中に核兵器禁止条約(NWC)

につながる交渉の開始を要求している。国連が、明確に、NWCにつながる交渉の開始を求めたのは初めてのことである。また、この決議は非同盟諸国のみではなく、ヨーロッパ諸国や核保有国の軍事同盟国などによっても支持されており、核保有国にとって無視し得ないものになっている。

第1委員会同様、第3項のみ、第4項のみに対する投票も行われた。投票結果は第3項についてが、賛成139、反対7、棄権20。第4項については賛成110、反対7、棄権29だった。(照屋みどり) M

## 資料

# 各国の将軍と提督による核兵器についての声明 (1996. 12. 4.)

自分たちの国や国民の国家的な安全保障に生涯を捧げてきた軍事専門家として我々は、核兵器国の武器庫の中にある核兵器や、他の国が核兵器を取得するのではないかと絶えざる脅威が、世界の平和と安全保障、および我々が守ろうとして身を捧げてきた人々の安全と生存をおびやかすものになっていると確信している。

国を問わず、軍隊における兵器や戦争に関して我々が果たしてきたさまざまな責任や経験を通して、自分たちの国と国民が現在おかれている安全や不安安全について、精通した、おそらくは他の追従を許さない知識を我々は獲得している。

核兵器は、広島と長崎以後使用されたことはないけれども、人類の存在そのものに対する、明白で現在の危険となっていることを我々は知っている。冷戦中には超大国においてみな殺しの大きな危機が存在した。少なくとも一度、文明は破滅の悲劇への瀬戸際に立たされた。そのような危機は現在は遠のいている。しかし、永遠にというわけではない。――核兵器が廃棄されない限り。

冷戦の終結は、核軍縮に対して好都合な条件をつくりだした。ソビエト連邦と合衆国との間の軍事的対決の停止は、戦略的および戦術的核兵器の削減と中距離ミサイルの廃棄を可能にした。ベラルーシ、ガザフスタン、ウクライナが核兵器を放棄したことは、核軍縮への道のりでの画期的なできごとであった。

1995年における核不拡散条約の無期限延長と、1996年の国連総会での包括的核実験禁止条約の採択もまた、核兵器のない世界への重要な歩みであった。我々はこのような結果をもたらした努力を賞賛する。

残念ながら、このような前進にもかかわらず

ず、真の核軍縮はまだ達成されていない。条約は核弾頭ではなく運搬手段の破棄を求めているだけである。これはロシアと合衆国に核弾頭を予備倉庫に保管することを可能にし、「後もどり可能な核能力」を生みだしている。しかし冷戦後の安全保障環境の下では、もっとも普通に想定される核の脅威は抑止に敏感ではなく、まったく信頼性のないものである。したがって、核問題において世界がとるべき態度として、「あいも変わらぬやり方」は受け入れられるものではないと我々は信ずる。

以下のような手段が緊急に必要であり、ただちに着手されるべきだというのが我々の深く信ずるところである。

第一に、現存および計画中の核兵器の貯蔵量はあまりにも過大であり、ただちに大幅に削減されるべきである。

第二に、残存する核兵器は徐々に、透明性を保ちながら警戒体制を解除し、核兵器国においても事実上の核兵器国においても、即応体制は大幅に縮小されるべきである。

第三に、長期的な国際的核政策は、継続的で、完全かつ撤回不可能な核兵器の廃棄という、宣言された原則に基づくべきである。

合衆国とロシアは――その軍事的安全保障を何ら損なうことなく――すでにSTART(戦略核兵器削減条約)によって開始されている削減過程を前進させるべきである。両国は核弾頭数を各々1000から1500発に、可能ならばそれ以下に、削減すべきである。他の三つの核保有国と三つの事実上の核兵器国は、縮小過程がさらに進行し、数百発のレベルに達したならばこの過程に参加させるべきである。各国によるその領土保全のための防衛と、核廃絶への進展のあいだには何ら矛盾はない。

最終的に廃絶に向かうことを可能にする環境や条件について正確に予測したり、処方箋を書いたりすることは、現在は不可能である。一つの明らかに必要なことは、核兵器用物質の在庫量の収支計算と管理のための措置など、世界的規模の計画、つまり監視と検証である。これによって、ならず者やテロリストが、核能力をひそかに獲得しようとしても、かならず初期の段階で探知されることを保証することになる。内密の企てに対する強制的な国際的介入と中断措置が、確実かつ時宜をえて行われるための、合意された手続きが不可欠である。

世界のいろいろな地域における非核地帯の創設、防衛の一般的分野での信頼醸成と透明性のための措置、軍縮と軍備管理の分野でのすべての協定の厳密な実施、軍縮過程での相互援助なども、核兵器のない世界をもたらすために重要である。協力、友好、相互交流および通信などのための実際的措置を含む、集団安全保障の地域システムの発展が、局地的な安定と安全のために不可欠である。

今年だけでも30件もの軍事的衝突が猛威をふるっている世界において、核兵器の存在とその使用に対する恐怖が、どの程度戦争を抑止してきたかを決めることはできない。しかしながら、現在核兵器を保有している国は、彼らの安全保障を提供する、より信頼できる危険性の少ない手段がえられたと確信できるまでは核兵器を放棄しないであろうことは明らかである。したがって、核保有国が核廃絶達成への固定された時間表に同意しないであろうことも明らかである。

同様に、現在核兵器を保有していない国のなかに、やはり安全保障の手段を提供されない限り、永久に核兵器の取得と配備を行わ

ない誓約をするつもりがない国があることも明らかである。また彼らは、現在の核保有国がその核独占を永遠に続けようとするならば、核兵器取得を放棄しようとはしないであろう。

核廃絶をめざす行動は、公然の核兵器国(中国、フランス、ロシア、連合王国、合衆

国)、事実上の核兵器国(インド、イスラエル、パキスタン)、さらにドイツや日本のような主要非核兵器国が分担すべき責務である。すべての国家が同じ目的に向かって歩調をそろえて行動すべきである。

我々は、歴史上もっとも重要なものとなる可能性のある挑戦を受けている。すなわち、核

兵器のない世界の創造という挑戦である。冷戦の終結がそれを可能にした。

拡散、テロリズム、そして新たな軍拡競争の危険性が、それを必要なものとしている。我々はこの機会をとらえそこなってはならない。他に道はないのである。(訳:山田英二)

## 署名者

### ■カナダ

V・ジョンソン陸軍少将(退役) 国立士官学校司令官

### ■デンマーク

グンナー・クリステンセン陸軍中将(退役) 元国防幕僚長

### ■フランス

アントワーヌ・サンギエッティ海軍大将 元フランス艦隊参謀長

### ■ガーナ

エマヌエル・アースカイン陸軍大将(退役) 国連中東派遣軍(UNTSO)総司令官および参謀長  
国連レバノン派遣軍(UMFI)司令官

### ■ギリシャ

リチャード・カベロス陸軍中将(退役) 元軍団司令官/コスタス・コンスタンティニデス陸軍少将(退役) 陸軍信号部隊参謀長

### ■インド

インダー・ジット・リキエ陸軍少将(退役) 元国

連事務総長(ハマーショルド・ウ・タント)軍事顧問  
N・C・サート空軍元帥(退役)

### ■日本

左近允尚敏海将(退役) 元平和安全保障研究所上級顧問/志方俊之陸将(退役) 元陸上自衛隊北部方面總監

### ■ヨルダン

サーフィク・アイェリラト陸軍少将(退役) ムタ大学軍事問題担当副学長/モハメド・K・シャブ空軍少将(退役) 元ヨルダン空軍副司令官

### ■オランダ

ヘンリー・J・バン・デ・グラーフ(退役) 国連軍縮問題諮問会議メンバー

### ■ノルウェー

ロイ・ブレイビック海軍中将(退役) 元NATO代表、大西洋合同艦隊司令官

### ■パキスタン

イフスン・ウル・ハク・マリク陸軍少将(退役) 軍合同委員会司令

### ■ポルトガル

フランシスコ・ダ・コスタ・ゴメス元帥 元陸軍総司令官、元ポルトガル大統領

### ■ロシア

ウラジミール・ペロウス陸軍大将(退役) ジェルジンスキー陸軍大学学部長/マクムート・ガレシー陸軍大将(退役) 元ソ連統合幕僚部次長/ボリス・グロノフ陸軍大将(退役) 議会国際問題委員会副委員長、元アフガニスタン駐在ソ連陸軍第40軍司令官、元ロシア外務省次官/ビクトル・コルトウノフ陸軍少将(退役) 元ソ連軍統合幕僚部次長/バレンティン・ラリノフ陸軍少将(退役) 統合幕僚大学教授/アレクサンダー・レベド陸軍少佐(退役) 元安全保障会議書記/ユーリ・V・レベデフ陸軍少将(退役) 元ソ連統合幕僚部次長/パディム・マカレフスキー陸軍少将(退役) コミプィシェフ工兵大学次長/ウラジミール・メドゥボドフ陸軍中将(退役) 核脅威削減センター所長/グ

6ページへつづく▶◆

## アジア太平洋の地域安全保障

# 複眼

## 国境を越えるアジアNGOの課題

11月末、本誌の編集員の二人がそれぞれ韓国とフィリピンに滞在した。目的はちがったが、いずれもアジアのNGOが自国で直面する安全保障問題に取り組もうとするとき、アジア太平洋地域全体に広がる新しい視点をもたなければならないことを示している。韓国では朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)への軽水炉提供による緊張緩和というジレンマ、フィリピンでは米軍基地撤去後に残された基地の汚染問題、についてNGOの見解や取り組みを以下に紹介する。

### 韓国

## 北朝鮮の軽水炉と韓国環境運動

朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)が、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に2基の軽水炉を供給することで、北朝鮮の「核疑惑」問題の解決をはかることとなった。原発反対運動に取り組んでいる韓国環境運動の人たちは、この「原発輸出」と南北緊張緩和

のジレンマをどのように受けとっているのだろうか。「韓国環境連合(KFEM)」のニューズレター(96年8月号)から、それに関する記述を紹介する。地域安保問題への大きな流れを見つめながら、苦悩に満ちているが明るさを忘れない見解をうかがうことができる。

### KEDOと北朝鮮における加圧水炉の建設 (「韓国環境連合」の見解)

韓国政府は、1996年7月20日、北朝鮮に2基の加圧水型原子炉(PWR)を建設する企業として、韓国電力会社(KEPCO)を承認した。最終的に建設に必要な正式の手続きはすべて完了した。過去3年のあいだに、北朝鮮に2基のPWRを供給する計画は着実に前進している。北朝鮮の核兵器拡散問題についての会談の中で、北朝鮮は問題解決の条件と

して米国に原子力発電所を供給するよう要求した。国際原子力機関(IAEA)が、原子炉としてはPWR型の開発を推奨したと言われている。米国は北朝鮮の要求を肯定的に受け入れ、両者は1年間交渉を継続した。

米国と北朝鮮がPWRの供給について合意した1994年のなかばに、韓国政府は声を上げ始めた。韓国政府が北朝鮮にPWRを供給するのに主要な役割を担うべきであり、PWRの型式は韓国の標準炉でなければならないという要求が行

われた。(韓国の標準炉とは、1989年の霊光(ヨングァン)3号炉と4号炉のために、米国の原子炉会社コンバースジョン・エンジニアリング社によって導入されたものである。)同じ設計は、改良を加えて、蔚珍(ウルジン)3号炉と4号炉に應用されている。この型の安全性はまだ立証されていない。たとえば霊光3号炉と4号炉とも、不合理な設計変更のために正常に機能していない。

1年の交渉ののちに、韓国の要求は解決され、津浦での2基の原子炉建設は19

96年12月に着工される予定である。5ヶ所の立地調査は完了し、2001年に工事は完了すると思われる。(記者注:潜水艦侵入事件を契機として、着工は遅延している。)

朝鮮半島の分断が、原発を平和のシンボルにしてしまった。韓国環境NGOは、この北朝鮮の核問題で手痛い打撃を受けた。社会団体の中には、PWR合意は、南北関係を改善するだろうという意見を述べるものもあった。そうだとしたら、反核NGOは北朝鮮の原発に免罪符を与えるのだろうか。もちろん、否である。しかし、私たちは特別な政治状況を理解する必要がある。1994年のある世論調査によると、調査対象の70%が、「PWRの供給は北朝鮮の革新と開放を助けるだろう」と答え、60%が朝鮮半島の緊張を緩和するのを助けるだろうと答えた。北朝鮮へのPWR供給は、韓国民衆が伝統的にもっている統一への希望を物

語っているが、同時にまた、それが北朝鮮の本質的な変化をもたらさだろうと考えるものもいるのである。また、韓国の外交、とりわけ米国との関係についての独立性を確保する必要性が重くなって存在している。さらに、韓国政府は、南北間の関係においてもヘゲモニーを確保したがっている。

私たちは、この計画についての世論形成にあたって、韓国の報道機関の果たした役割について指摘しておきたい。報道機関は南北間の新しい戦争のおそれを報道しながら、一方でこの核プロジェクトが平和への前進であり、万人にとって利益であると書いてきた。このことが、世論形成に影響し、南北朝鮮民衆の最大の希望としてこのプロジェクトに光を当てることになった。

現在、北朝鮮は深刻な経済的危機の

状態にあり、さらに破滅的な水害の影響下にある。しかし、将来の北朝鮮には大きな経済成長の可能性があり大量のエネルギーと電力を必要とするだろう。北朝鮮はこれまで、電力供給に柔軟なシステムをもっていた。北朝鮮の長期的なエネルギー供給のインフラ・ストラクチャーは、21世紀はじめ、あるいは統一前に、北朝鮮がどんなシステムを導入するかに大きく依存することはまちがいない。

この点において、北朝鮮に原発を建設することは、韓国の反原発運動にとって致命的とも言える打撃であろう。原子力産業は巨大な利潤をあげ、それによって南でも北でも核開発計画を加速させることができる。しかも、世論は、この危険な技術を平和と統一へのステップとして支援しているのである。私たちにとって深刻な挑戦である。(訳:梅林宏道、チェ・キョンソン(崔京松))

## フィリピン 海外で環境と健康をおびやかす米軍

11月24日から26日にかけて、フィリピンのマニラで「米軍の有毒物質と基地クリーン・アップに関する国際フォーラム」が開催された。世界的な米軍の基地汚染に関する、初のフォーラムである。主催者である非核フィリピン連合(NFPC)も含め、6ヶ国から55人が参加した。日本からは平和資料協同組合の笠本丘生を含めて9人が参加した。

「米軍基地クリーン・アップの問題は、地球環境について米国が唱えていることを米国自身に実践させるいい機会である。…国際社会は、すべての国や軍隊そして多国籍企業に適用される汚染者負担の原則を採用した国際的環境保護条約に向け圧力をかけていくべきである」フィリピン国会のタニヤダ議員が行った基調講演の一節である。

主権国家の領土内に駐留する米国の軍事基地

が、そこで深刻な環境破壊を引き起こす。米軍が去ったのち、放置された汚染が基地跡地の平和的利用に大きな障壁となる。ところが米軍には、汚染除去の責任も問われないし、また補償の義務もない。米国と駐留国との間で締結されている地位協定が、そのような不条理を許してしまっている。問題解決のためには、基地汚染に苦しめられる各国の市民がそれぞれの問題を持ち寄り、比較・検討し、共通の問題点を見だしながら、各国が連携して米国や駐留国政府に圧力をかけていかねばならない。これがフォーラム開催の目的であった。フォーラム開催国のフィリピンは、かつてのスピック基地とクラーク基地で、日本は今年になって、返還された沖縄の恩納通信所跡地で初めてこの現実問題に直面した。その意味では、非常に時宜にかなったフォーラムであった。

### ●各国からの報告

フォーラムに参加した6ヶ国の代表が、それぞれの国が直面している問題について、具体的に現状報告した。

●米国 海外米軍基地の環境回復活動に関する調査結果が報告され、米国防総省の汚染除去政策は人体への影響より、むしろ支出の最小化に重点が置かれている、などと問題点を指摘した。また汚染の被害者へのインタビューなどをVTRで紹介した。

●日本 沖縄の嘉手納基地のPCB汚染、実弾射撃演習による恩納岳の破壊、不発弾の問題、恩納通信所跡地のPCB

汚染などについて具体的に触れながら、基地内への立ち入り調査権の必要性など、今後の課題を提起した。これとは別に、横須賀基地のPCB・重金属汚染に関するレポートも、参加者全員に配布された。

●韓国 国内10カ所の米軍基地・施設で水質、土壌汚染、騒音について独自調査した結果を発表。その他レーダーの電磁波による

人体への悪影響の可能性なども、新しい問題として挙げた。米軍による殺人など犯罪行為についても詳述した。



(左から)タニヤダ議員、ユージン・キャロル国防情報センター次長、シン・プランNFPC全国議長、メンドーサ(NFPC)、ファブロスNFPC事務局長

## 「米軍の有毒物質と基地クリーン・アップに関する国際フォーラム」 宣言

私たち、第1回「米軍の有毒物質と基地クリーン・アップに関する国際フォーラム」の参加者一同は、米国本土や植民地、そして「受け入れ」国にある米軍基地から発生する有毒廃棄物による、過去の、現在の、そして将来の犠牲者たちのために、以下の前提と原則をここに宣言する。

米国政府は、不平等で不公正な条約や合意を通して軍事基地を設立してきたがゆえに、これらの基地の継続的プレゼンスが、受け入れ国の主権に対する公然たる侮辱と考えられるがゆえに、米軍基地の無謀かつ不用意な運営が、海外基地において大気や水、土地の深刻な汚染を引き起こしたがゆえに、これらの基地の存在が、多様で際限なき環境の荒廃や健康への影響、地域住民への社会的コストを生じさせてきたがゆえに、米国防総省がこれらの怠惰で無責任な行為に対する適正な取り組みを怠ってきたがゆえに、

これらの理由をもって、いま、第1回「米軍の

有毒物質と基地クリーン・アップに関する国際フォーラム」によってここに決議されるとおり、米国政府が以下の原則を採用すべきことを決議する。

1. 米国は在外軍事基地を閉鎖し、外国領土から撤去すること、
2. 米国は、外国基地の汚染の徹底かつ完全な除去に対し、すべての責任を負うこと、
3. 米国は、海外軍事基地で使用、保管、輸送そして廃棄された化学物質やその他危険物質に関する情報を要求し、受け取る権利など、環境情報に関するすべての国民の権利や受け入れ国政府の権利を尊重すること、
4. 米国は、これら基地のすべての環境プログラムの国際的監視委員会など、透明性とすべての国民や受け入れ国政府の意義ある関与を保証すること、
5. 米国は、基地のクリーン・アップにおける地域社会の関与と承認に関して、経済的公正と平等の原則を活用すること、また
6. 米国は、すべての潜在的汚染箇所を包括的かつ徹底的に調査し、その上で海外基地でのそれらの箇所のクリーン・アップに


- おいて最も厳格なレベルの基準（順守）を確約すること、
7. 米国は、これら基地への完全な立入りをする受け入れ国の権利を尊重すること、
  8. 米国は、これらの基地のプレゼンスに影響される先住民の権利や文化を尊重すること、
  9. 米国は、基地内外での殺人、レイプ、強盗のような犯罪など、現地の生命、健康、財産に対する被害に対し、謝罪し、補償すること、
  10. 米国は、基地内での公正な労働慣行を保証すること、
  11. 女性や子供（誕生したか否かにかかわらず）に対する軍国主義、軍の有毒物質や廃棄物の影響を分析し、またそれに基づく行動がとられること、
  12. 米国と受け入れ国は、地位協定を改正し、不平等、不公正な条約や協定を廃棄すること。

これらの証として、1996年11月26日、フィリピン共和国マニラにて、私たち、前記国際フォーラムの参加者はここに署名を行う。

●パナマ 1999年末にパナマ運河と米軍施設などが米国から全面返還されるのを受け、予想される汚染問題と、円滑な返還のために設置されたパナマ政府機関の活動内容が報告された。

●プエルトリコ 50年にわたる米海軍のビーケ島での基地活動が、島の生態系や住民の健康を蝕んでいる実態が紹介された。  
(各国報告の英文原稿をご希望の方は平和資料協同組合まで)

フォーラムは、最終的に本ページに掲載の宣言文を採択した。

海外米軍基地の存在が、その地域の安全を保障する砦ではなく、地域住民の健康と自然環境を脅かす重石であることが、このフォーラムで確認された。軍事力優先ではない、民衆の立場に立った地域安全保障を考えていく手がかりの一つが、ここにある。(笠本丘生) 

### 紹介

## 報告「在日米軍基地の有毒物質汚染」

フィリピンで開催された「基地クリーン・アップフォーラム」での報告の日本語版。ご希望の方は、平和資料協同組合までご連絡を。

執筆：笠本丘生、梅林宏道  
体裁：A4、18ページ  
頒価：500円＋送料（130円）

## —SACO最終報告出る— 設置目的を無視したSACO

12月2日にSACO（沖縄に関する特別行動委員会）の最終報告が出された。

最終報告を評価するにあたって、SACOとは何の目的をもった機関であったのかを、ぜひ再確認しておきたい。

村山首相とゴア米副大統領の間で合意され設置されたSACOは、日本政府の説明によれば次の検討事項を任務とした。

「(イ)在日米軍の施設・区域が沖縄に集中していることに留意し、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、

整理、統合、縮小を実効的に進めるための方策について真剣かつ精力的に検討を行うこと、及び、

(ロ)施設・区域に関連して生じる訓練、騒音、安全等に係わる問題についても、その具体的改善について検討を行うことである。」(日本政府説明文書)

設立時から1年という作業期間を設定していたことから、SACOですべての解決を図るのは不可能であることは明かであった。しかし、少なくともSACOは、沖縄基地の整理、統合、縮小についてトータルな解決策を提示することを仕事とし

て設立されたはずである。沖縄県民の強い圧力の中で、日米間にこのような特別委員会が生まれた。

SACOの最終報告でもっとも非難されるべきことは、SACOがわずか11施設の返還で基地縮小は終わり、と宣言し、上記目標を無視したことであろう。

11施設すらも、ほとんど移設条件つきであり、実現性が疑わしいことはしばしば指摘されている通りである。同時に見落としてはならない事実、基地のさらなる整理、統合、縮小の課題についてSACOが一切口にしなかったことである。

この意味で、沖縄県が「海兵隊削減」を次の運動目標として掲げようとしていることは、実に適切であると言える。(梅林宏道) 